

株主各位

第104期定時株主総会招集に関する電子提供措置事項 (交付書面への記載を省略した事項) (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

事業報告

I 企業集団の現況に関する事項

- 財産および損益の状況の推移
- 主要な事業内容
- 主要な事業所等
- 従業員の状況
- 主要な借入先

II 会社役員に関する事項

6. 社外役員に関する事項

III 会社の株式に関する事項

- 発行可能株式総数
- 発行済株式の総数
- 株主数
- 大株主（上位10名）
- 当期に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
- その他株式に関する重要な事項

IV 会計監査人の状況

- 会計監査人の名称
- 当期に係る会計監査人の報酬等の額
- 非監査業務の内容
- 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

V 会社の体制および方針

- 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

連結計算書類

- 連結貸借対照表
- 連結損益計算書
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

監査報告

- 連結計算書類に係る会計監査報告
- 計算書類に係る会計監査報告
- 監査等委員会の監査報告

本内容につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の各ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様に提供しております。したがいまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

京王電鉄株式会社

事業報告

I. 企業集団の現況に関する事項

7. 財産および損益の状況の推移

区分	第101期 2021年度	第102期 2022年度	第103期 2023年度	第104期（当期） 2024年度
営業収益 (百万円)	299,872	347,133	408,694	452,916
営業利益 (百万円)	740	21,479	43,840	54,148
経常利益 (百万円)	5,366	21,772	43,485	53,253
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,585	13,114	29,243	42,857
1株当たり当期純利益 (円)	45.75	107.40	239.49	353.74
総資産 (百万円)	906,212	955,233	1,079,388	1,122,589
純資産 (百万円)	342,286	351,566	393,930	414,757

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により算出しており、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。

2. 当社および一部の連結子会社は、第102期から、単体納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これにともない、法人税および地方法人税ならびに税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っており、第102期以降の財産および損益の状況については、当該取扱い等を適用した後の数値を記載しております。
3. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第104期の期首から適用しており、第103期の財産および損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第104期の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

8. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

(1) 運輸業

事業の内容	主要な会社名
鉄道事業	当社
バス事業	京王電鉄バスグループ（京王電鉄バス株、京王バス株） 西東京バス株
タクシービジネス	京王自動車グループ（京王自動車株、京王自動車バスサービス株）
貨物の輸送・引越し業	京王運輸株

(2) 流通業

事業の内容	主要な会社名
百貨店業	株京王百貨店
ストア業	株京王ストア
書籍販売業	京王書籍販売株
クレジットカード業	株京王パスポートクラブ
生活雑貨関連用品の販売業	株京王アートマン
パン、菓子の製造・販売業	京王食品株
生花販売業	京王グリーンサービス株

(3) 不動産業

事業の内容	主要な会社名
不動産賃貸業	当社、京王不動産株、株リビタ、株サンウッド、株京王SCクリエイション、 京王重機整備株
不動産販売業	当社、京王不動産株、株リビタ、株サンウッド

(4) レジャー・サービス業

事業の内容	主要な会社名
ホテル業	株京王プラザホテル、株京王プラザホテル札幌、株京王プレッソイン、 株京王プレリアホテル京都、株京王プレリアホテル札幌、 株高山グリーンホテル
旅行業	京王観光株
広告代理業	株京王エージェンシー
スポーツ業	京王レクリエーション株
飲食業	株レストラン京王

(5) その他業

事業の内容	主要な会社名
ビル総合管理業	株京王設備サービス
車両整備業	京王重機整備株、東京特殊車体株
建築・土木業	京王建設株、京王建設横浜株
情報システム業	株京王ITソリューションズ
経理代行・金融業	株京王アカウンティング
人事業務代行業	株京王ビジネスサポート
社会教育事業	京王ユース・プラザ株
清掃業	株京王シンシアスタッフ
子育て支援事業	株京王子育てサポート
高齢者住宅事業	京王ウェルシスティージ株
葬祭事業	京王フェアウェルサポート株

- (注) 1. 2024年4月1日付で株京王SCクリエイションを設立し、2024年7月1日付で簡易吸収分割の方法により、当社が営む商業施設運営事業（ショッピングセンター事業および不動産賃貸業の一部）を株京王SCクリエイションに承継しました。
 2. 2024年7月1日付で京王地下駐車場株についてすべての事業を吸収分割にて株京王SCクリエイションに移管したのち、当社を存続会社、京王地下駐車場株を消滅会社とする簡易吸収合併を行いました。
 3. 当社は2025年6月30日付で株紀伊國屋書店に京王書籍販売株の全株式を譲渡する予定です。

9. 主要な事業所等 (2025年3月31日現在)

会社名	主な事業所・施設等
当社 (本社：東京都多摩市)	<p>【鉄道施設】 京王線 営業キロ：72.0km 駅数：52駅 井の頭線 営業キロ：12.7km 駅数：17駅</p> <p>【賃貸物件】 京王百貨店新宿ビル、京王プラザホテル（新宿）、京王プラザホテル札幌、 京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター、京王品川ビル、キラリナ京王吉祥寺、 トリエ京王調布</p>
(株)京王百貨店 (本社：東京都渋谷区)	新宿店、聖蹟桜ヶ丘店、サテライト店：9店舗
(株)京王ストア (本社：東京都多摩市)	<p>京王ストア：15店舗 キッチンコート：11店舗</p> <p>京王ストアエクスプレス：2店舗 フランチャイズ事業：41店舗</p>
(株)京王プラザホテル (本社：東京都新宿区)	京王プラザホテル（新宿）、京王プラザホテル八王子
京王電鉄バスグループ (京王電鉄バス㈱、京王バス㈱) (本社：東京都府中市)	<p>【路線バス】 営業所：11か所</p> <p>【高速バス】 営業所：4か所</p> <p>【貸切バス】 営業所：5か所</p>

10. 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

事業セグメント	従業員数
運輸業	5,912名
流通業	1,525名
不動産業	706名
レジヤー・サービス業	2,164名
その他の業	2,423名
全社(共通)	273名
合計	13,003名

11. 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	108,934百万円
三井住友信託銀行株式会社	27,516百万円
株式会社三菱UFJ銀行	14,097百万円
株式会社三井住友銀行	10,839百万円
株式会社みずほ銀行	9,950百万円

II. 会社役員に関する事項

6. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者等および社外役員等との重要な兼職状況および当社との関係（2025年3月31日現在）

氏名	地位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
古市 健	取締役	株式会社ダイセル社外取締役 大阪市高速電気軌道株式会社社外取締役	当社と各社との間に特別の関係はありません。
常陰 均	取締役	南海電気鉄道株式会社社外取締役 レンゴー株式会社社外監査役	当社と各社との間に特別の関係はありません。
竹川浩史	取締役 監査等委員（常勤）	—	—
金子正志	取締役 監査等委員	—	—
山内 晓	取締役 監査等委員	株式会社ミロク情報サービス社外取締役	当社との間に特別の関係はありません。

(2) 主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
古市 健	取締役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会および指名・報酬委員会のメンバーとして、当社のコーポレート・ガバナンス等に関する審議を行っております。
常陰 均	取締役	当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会および指名・報酬委員会のメンバーとして、当社のコーポレート・ガバナンス等に関する審議を行っております。
竹川浩史	取締役 監査等委員（常勤）	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、当期開催の監査等委員会16回すべてに出席し、金融機関における豊富な経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会のメンバーとして、当社のコーポレート・ガバナンス等に関する審議を行っております。
金子正志	取締役 監査等委員	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、当期開催の監査等委員会16回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
山内 晓	取締役 監査等委員	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、当期開催の監査等委員会16回すべてに出席し、会計学を専門とした大学教授としての経験に基づいた専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役3名を含む取締役6名で構成されるガバナンス委員会を設置し、社外取締役の視点を交えて当社グループの企業戦略やガバナンス体制等について審議を行うとともに、代表取締役、社外取締役の連携を強化し、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上をはかっております。
2. 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役2名を含む取締役4名で構成される指名・報酬委員会を設置し、役員の人事、報酬について審議を行うことにより、経営の透明性確保をはかっております。

III. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数

316,046,000株

2. 発行済株式の総数

128,550,830株（自己株式10,183,593株を含む。）

3. 株主数

45,343名（前期末比2,786名増）

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	17,953千株	15.17%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,478	5.47
日本生命保険相互会社	6,018	5.08
太陽生命保険株式会社	5,568	4.70
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	2,000	1.69
三井住友信託銀行株式会社	2,000	1.69
富国生命保険相互会社	1,918	1.62
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	1,559	1.32
株式会社京王閣	1,454	1.23
東日本旅客鉄道株式会社	1,374	1.16

（注）1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 当社は自己株式を10,183千株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

5. 当期に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当期中に退任した取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）1名に対し、株式報酬として当社株式4,100株を交付しました。

6. その他株式に関する重要な事項

（1）自己株式の取得

2024年11月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、以下のとおり自己株式の取得を実施しました。

①自己株式の取得を行った理由

株主還元の充実および資本効率の向上をはかるため。

②自己株式の取得の内容

取得した株式の種類 普通株式

取得した株式の総数 3,849,100株

株式の取得価額の総額 14,999,673,900円

取得した期間 2024年11月14日から2025年3月14日まで

（2）自己株式の消却

2025年3月28日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、2025年4月30日に実施しました。

①自己株式の消却を行った理由

株主還元の充実および資本効率の向上をはかるため。

②自己株式の消却の内容

消却した株式の種類 普通株式

消却した株式の総数 8,849,100株

消却した日 2025年4月30日

消却後の発行済株式の総数 119,701,730株

IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あづさ監査法人

2. 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分		金 額
(1)	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	134百万円
(2)	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	170百万円

(注) 1. (1)には、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の合計額を記載しております。なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません。

2. 当社監査等委員会は、あらかじめ定めた「会計監査人の報酬等の同意に関する方針」に基づき、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。
3. 上記以外に、前事業年度に係る監査証明業務に基づく追加報酬11百万円を支払っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はございません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当するなど、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合において、当該会計監査人の解任または不再任が妥当と判断したときは、必要な対応を行います。

V. 会社の体制および方針

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

<当社取締役会における決議内容>

当社は会社法に基づき、「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりであります。

.....

「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」

京王電鉄（以下、「当社」という）および京王グループ各社は、法令および定款に適合するとともに、「京王グループ理念」に基づいた、事業活動を適正かつ継続的に行うため、本基本方針に則り、内部統制システムを整備・運用します。

(1) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ健全に行われるため、「京王グループ理念」に基づき定めた「京王グループ行動規範」を周知徹底するとともに、各取締役および各執行役員は当社で定めた「経営判断原則」に則り、適正な意思決定を行います。
- ② 当社は、外部有識者を含む「コンプライアンス委員会」が中心となって、グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、重要事項については定期的に取締役会に報告を行います。
- ③ 当社は、コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応したグループ全体の相談専用窓口である「京王ヘルpline」を運用し、課題の解決を行います。
- ④ 当社は、コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の強化をはかります。
- ⑤ 当社は、代表取締役社長 社長執行役員直轄の内部監査部門である監査・内部統制部を設置し、当社およびグループ各社に対する法令および社内規程等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした内部監査を実施します。また、監査等委員会は、必要があると認めたときは監査・内部統制部に対して調査を求め、指示することができます。
- ⑥ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
- ⑦ 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、ステークホルダーの信頼に応えるよう、組織全体で断固とした姿勢で厳正に対応を行います。

(2) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役および執行役員の職務執行に係る情報について、法令および社内規程等に基づき、適切に保存、管理を行います。
- ② 当社の取締役および執行役員は、これらの情報を必要に応じて閲覧できます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営上の重要な意思決定にあたり、当社の取締役および執行役員は損失の可能性について十分な検証を行います。
- ② 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として当社取締役会で定めた「リスク管理方針」に基づき、リスク管理委員長、関係各部署の部長および外部専門家で構成するリスク管理委員会は、当社およびグループ各社のリスクの低減と防止のための活動および危機発生に備えた体制整備を行います。
- ③ 公共性の高い鉄道事業を核に幅広い企業活動を行っているグループとして、当社は「お客様の安全」をリスク対策における最重要課題とします。
- ④ 当社は、重大な危機が発生した場合には代表取締役社長 社長執行役員を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

(4) 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびグループ各社の取締役会は、法令および社内規程に則り定期的に開催するほか、必要に応じて臨時開催します。経営上重要な事項については、事前に常勤取締役および常勤執行役員で構成する会議体で審議し、その審議を経て取締役会で決議を行います。また、当社においては、定款の定めにもとづき、重要な業務執行の決定について、取締役会の決議により取締役への委任を行います。委任された事項の決定については、事前に常勤取締役および常勤執行役員で構成する会議体で審議し、その審議を経て決定します。
- ② 当社およびグループ各社の取締役会は全社的な目標を定め、取締役（社外取締役および監査等委員を除く）および執行役員はその目標達成に向け、各部門ごとの目標設定や予算管理、具体策等を立案・実行します。また、当社は各社経営計画の実施状況をモニタリングします。
- ③ 当社およびグループ各社の組織および職務分掌、ならびに業務執行に関する各職位の責任、権限、決裁基準については社内規程に定め、各職位の基本的な機能および相互関係を明らかにし、機動的な意思決定、業務遂行をはかります。

(5) 会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ各社は当社との間に定めた「グループ会社協議基準」に従い、各社における経営上の重要な案件について、当社への協議・報告を行います。また、グループ各社は取締役会で定めた「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムの継続的な向上をはかります。当社はこれらの実施状況をモニタリングします。
- ② 当社にグループ各社の内部統制の諸施策に関する担当部署を設け、当社とグループ各社間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。
- ③ 当社およびグループ各社のコンプライアンス体制については、当社が中心となり、グループ一体となって整備します。また、当社およびグループ各社の全役員および使用人は、グループ全体の価値に重大な影響を与えるおそれのある事象を発見したときは、通常の報告経路に加え、当社のコンプライアンス委員長に報告し、対応につき協議します。
- ④ 当社およびグループ各社のリスクについては、リスク管理委員会を開催し、当社が中心となり、グループ全体でリスクの把握、管理に努めます。グループ各社は、重大な危機が発生した場合には、直ちに当社のリスク管理委員長に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備します。
- ⑤ グループ経営協議会において、グループ全体の経営に関わる協議を行うほか、京王グループ社長会を定期的に開催し、グループの経営方針および経営情報の共有化をはかります。
- ⑥ 当社常勤監査等委員は、グループ各社の監査役から適宜報告を受けるほか、グループ監査役会を定期的に開催するとともに、期中および期末に各社の監査役監査の状況について確認し、グループ全体の監査の充実・強化をはかります。グループ各社の常勤の監査役は原則として内部監査部門である監査・内部統制部に所属し、相互に連携し、グループ全体の業務の適正性確保に取り組みます。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の独立性に関する事項

監査等委員会監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、専門性を有する者を含む専属の使用人を配置します。当該使用人はその職務執行にあたっては監査等委員の指揮命令に服することとします。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分の決定は、あらかじめ監査等委員会が選定した常勤監査等委員の同意を必要とします。

(7) 取締役、執行役員および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

当社において、取締役（監査等委員を除く）は、監査等委員が重要な会議等に出席し、意見を述べができる体制を確保します。さらに、取締役（監査等委員を除く）および執行役員は以下に定める事項を監査等委員会に報告します。

グループ各社においても報告体制を確保し、以下に定める事項をグループ各社の監査役に報告します。

- ① 会社の意思決定に関する重要事項
- ② 当社またはグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 内部監査の監査計画および監査結果
- ④ 当社の取締役（監査等委員を除く）、執行役員、グループ各社の取締役および使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
- ⑤ コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要事項
- ⑥ 「グループ会社協議基準」に定めた協議・報告事項のうち重要事項
- ⑦ 上記の他、当社の監査等委員およびグループ各社の監査役の職務執行上必要があると判断した事項

なお、使用人は②、④に関する重大な事項を発見した場合は当社の監査等委員およびグループ各社の監査役に直接報告することができます。

また、当社の取締役（監査等委員を除く）、執行役員、グループ各社の取締役および使用人は、当社の監査等委員およびグループ各社の監査役に報告を行ったことを理由として不利益を受けることはないものとします。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社取締役（監査等委員を除く）は、当社監査等委員会が策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制として、以下の体制を確保します。

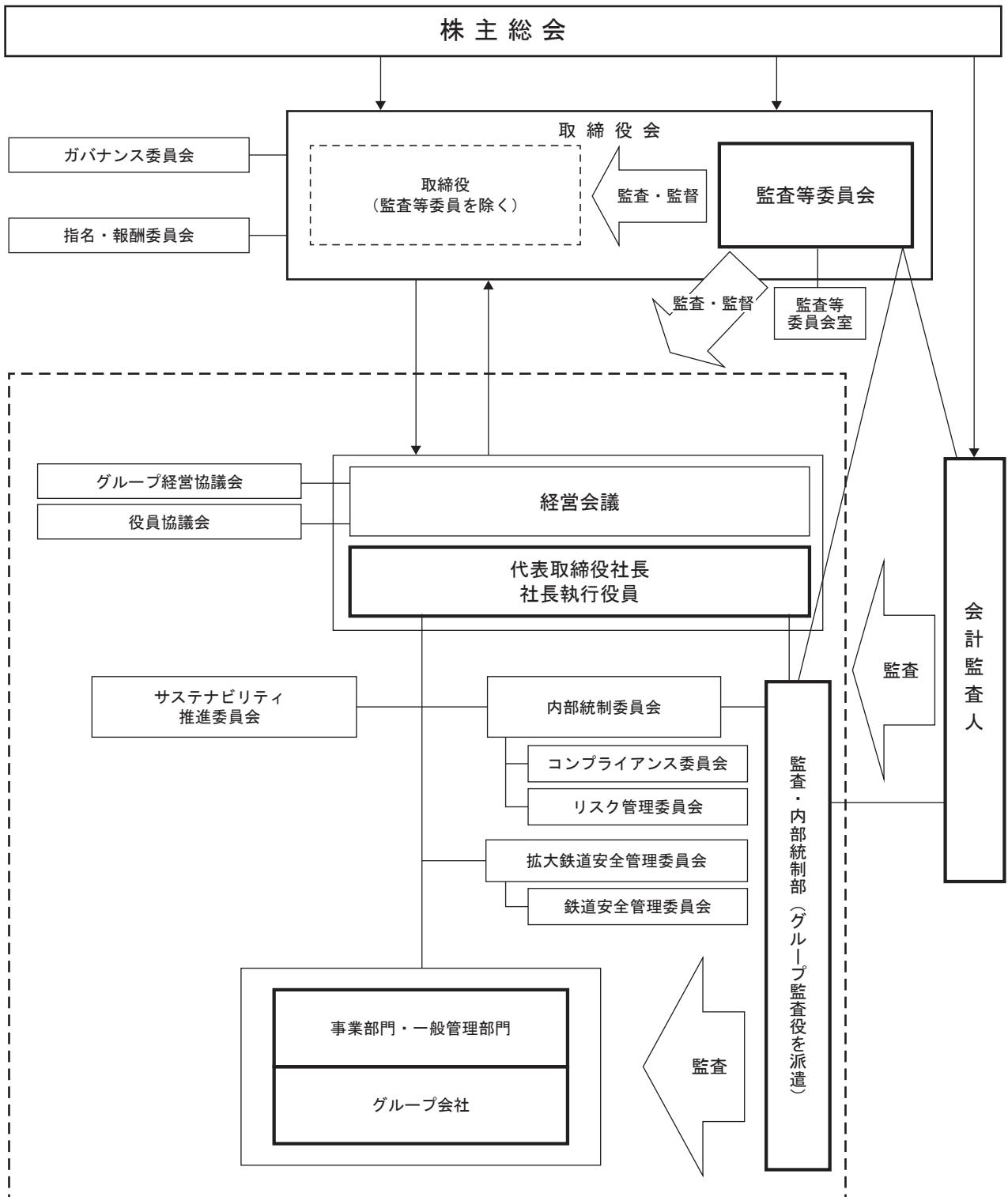
- ① 取締役（監査等委員を除く）、執行役員および重要な使用人からの必要に応じた意見聴取
- ② 代表取締役、会計監査人との定期的な会合
- ③ 内部監査部門と連携した組織監査の実施
- ④ 内部統制部門との連携
- ⑤ グループ会社の調査等の実施
- ⑥ アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

なお、⑥等に関する費用は会社が負担するものとします。

(9) 内部統制委員会

上記（1）から（8）の体制を統括するため、内部統制委員会を開催し、グループ一体となり内部統制の整備を推進します。

コーポレート・ガバナンス体制



<当期における運用状況の概要>

当社では、関東運輸局からの指示を受け鉄道車両の輪軸組立作業について点検した結果、2024年9月に子会社による作業記録の書き換えなどの不適切事案が判明し、2024年10月に国土交通省から「保安監査の結果等による改善指示について」を受けました。本事案を厳粛に受け止めるとともに、改めて安全という基本価値の重要性に立ち戻り、規程類の整備、教育体制の改善、作業記録の書き換えの防止、安全管理体制の改善など、再発防止に取り組んでまいります。

以上のほか、当期における運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス

①コンプライアンス意識の向上

- ・グループ会社11社でコンプライアンス・アンケートを実施し、分析結果等のフィードバックを行いました。
- ・当社において、全従業員を対象にコンプライアンス・アンケートを実施、社内に分析結果等をフィードバックしたほか、関連の教育・研修を行いました。

②教育・研修

- ・コンプライアンスに関する研修動画の作成、コンプライアンスブックの全面改訂を行いました。
- ・当社において、新入社員、新任管理職、コンプライアンス責任者向けなど、対象者別の研修を実施しました。

③反社会的勢力への対応

- ・当社において、契約審査時に反社会的勢力ではないことを確認するためのチェック状況を確認したほか、適宜専門会社にチェックを依頼しました。

④内部通報制度

- ・内部通報制度の信頼性向上のために、一部の通報内容や調査・対応の内容を従業員に共有しました。
- ・コンプライアンスに関するトピックスを毎月配信するとともに、「内部通報対応の注意点」をテーマとした講演会を実施しました。

⑤カスタマーハラスメント対策

- ・「京王グループ カスタマーハラスメントに対する基本方針」を制定しました。
- ・グループ各社における理解促進のため、セミナーを開催したほか、対応マニュアルの作成支援を行いました。

(2) リスクマネジメント

①労務・コンプライアンスリスク

- ・従業員による不正・犯罪行為等の防止のため、コンプライアンス教育やリスク情報を収集するための取り組みを推進したほか、金銭不祥事等防止のためのルール変更やチェック体制の強化を実施しました。
- ・ハラスメント防止対策として、研修・教育などの取り組みを実施したほか、コミュニケーションを活性化させる施策など職場の心理的安全性の向上に資する取り組みを推進しました。

②情報セキュリティリスク

- ・当社および一部のグループ会社において、社内PCへの生体認証の導入やウイルス対策ソフトの更新、EDR(PCでの不審なふるまいを検知する仕組み)の導入を推進しました。
- ・WAF(ウェブサイトへの不正アクセスを遮断するしくみ)の導入、安全な基盤として当社グループ専用のWebサーバ基盤への移転・運用をすすめました。

③個別事業リスク

- ・事業特性に応じた自然災害等、事故・故障、事業環境の変化、法令違反などのリスク対策に取り組みました。
- ・当社およびカスタマーハラスメントの被害発生が想定される一部の会社において、対応マニュアルの作成や従業員教育などに取り組みました。
- ・当社において、災害時初動対応チームを組織し、ブラインド型の実践的な災害対策訓練を実施しました。

(3) 財務報告に係る内部統制

- ・財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲について財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しました。
- ・財務報告に関する情報開示の適時性と適正性を確保するため、決算開示資料についてディスクロージャー委員会での確認を経て取締役会等に付議した後、開示しました。

(4) 内部監査

- ・当社および一部のグループ各社について内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長および監査等委員会に報告しました。
- ・内部監査を実施した当社部門およびグループ会社に改善計画提出を求め、適宜その改善状況を確認しました。
- ・予防監査として実施していた「不正シナリオに対する統制状況確認」を定期監査に合わせて実施し、定例化を促進しました。

2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループが企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益（以下「企業価値・株主共同の利益」といいます。）を向上させていくためには、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を得て、「信頼のトップブランド」を確立することが不可欠であります。また、当社グループにとっては、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することで、沿線価値の向上、京王ブランドの確立に努めるとともに、地域社会の信頼を獲得しながら、各事業の有機的な結びつきにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うことが極めて重要であります。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことに理解あることが必要であると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、株主の皆様が、当社の企業価値を構成する要素を十分に把握し、中長期的な観点も考慮に入れたうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われます。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

① 企業価値向上に資する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」の中に掲げる「信頼のトップブランド」の確立を目指して、当社グループの競争力の強化、財務健全性の確保、法令・倫理の遵守、地域社会貢献活動の実施など、企業価値・株主共同の利益の向上に資する経営に努めております。今後もグループ全体の持続的な成長のため、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用しながら、以下の施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公共輸送機関として安全確保を最重要課題とし、中長期的な視点で社会的責任を果たしてまいります。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、拠点開発の推進や地域活性化に多角的に取り組んでまいります。

第三に、お客様の多様化するニーズや生活スタイルの変化を捉えた施策を継続的に実施することで、将来にわたり発展、成長する企業グループを目指してまいります。

第四に、法令の遵守、地球環境への配慮など、企業の社会的責任を果たす取組みを当社グループ全体で続けてまいります。

第五に、企業価値の源泉である「輸送の安全性」の実際の担い手である当社グループの従業員を中長期的な視点で育成するとともに、「安全の確保」を最重要事項と考える企業文化を堅持してまいります。

第六に、事業の継続性に留意した資本政策のもと、成長に向けた投資や事業の選択と集中など様々な取組みの実施と完遂を目指してまいります。

② コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」に基づき、透明性・公正性を確保しつつ、迅速・果断な意思決定を行うことにより、株主の皆様をはじめ、つながりあうすべての人からの信頼を確保し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかるため、当社の取締役会で定めた「コーポレート・ガバナンス基本方針」のもと、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。当社は、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実に向けた取組みとして、2020年6月に監査等委員会設置会社に移行しました。取締役（監査等委員である取締役を除く。）について、大手金融機関の経営者としての経験や見識を持つ社外取締役を選任するとともに、監査等委員である取締役について、社外取締役を3名選任し、経営に対する監督機能を強化しているほか、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性・公正性の向上に努めております。

監査等委員会については、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、財務・会計・法務に関する相当程

度の知見を有する、独立性の高い取締役を選任しているほか、監査等委員会と会計監査人、内部監査部門および内部統制部門との連携体制を構築しております。また、監査等委員会は法令および諸基準に準拠し、監査等委員会が定めた基本方針に基づき監査を行うほか、監査等委員である取締役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要な意見陳述を行っております。

さらに、グループ経営協議会や京王グループ社長会、ならびにグループ監査役会などの定期的な開催により、グループ・ガバナンス体制の充実をはかっております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2022年6月29日開催の第101期定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを目的とした「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）に関する議案が承認可決されたことを受け、同日開催の当社取締役会において、本基本方針に基づく具体的な対応策である「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を決議しております。本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との協議・交渉等の機会を確保することなどにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、①当社が発行者である株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、または②当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれらに類似する行為またはその提案（以下「買付等」と総称し、買付等を行う者を以下「買付者等」といいます。）を適用対象とします。

買付者等が買付等を行う場合は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、その実行に先立ち、当社に対して、買付等の内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出するものとし、当社取締役会は速やかにこれを企業価値評価独立委員会（委員は、社外の有識者、社外取締役から選任されるものとし、以下「独立委員会」といいます。）に提供します。独立委員会は、最長60日間の検討期間（必要な範囲で最長30日間延長できます。）を設定し、必要に応じて独立した第三者である専門家の助言を得たうえ、買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、または本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合には、当社取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、独立委員会は、新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当する場合であっても、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告するものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を速やかに行うものとします。また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。当社取締役会は、上記決議を行った場合等には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

上記の新株予約権は、1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会または当社株主総会における新株予約権無償割当ての決議で定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得できるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の株主から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。

本プランの有効期間は、2022年6月29日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までになります。ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本基本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プラン導入時点においては新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権の無償割当てが実施された場合には、新株予約権行使の手続きを行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することに

なります。ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

(4) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記(2)に記載した取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記(1)の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、以下の理由から当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ① 経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した買収防衛策に関する指針に定める三原則を充足していること
- ② 本プランは、株主総会において承認された本基本方針に基づくものであり、また、有効期間は約3年間と限定され、かつ、その満了前であっても株主総会において、本基本方針の変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも変更後の基本方針に従うよう速やかに変更または廃止されることになるなど、株主意思を重視していること
- ③ 経営陣から独立している委員から構成される独立委員会により新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断が行われ、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされていること
- ④ 合理的かつ詳細な客観的要件が設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること
- ⑤ 独立委員会は、当社の費用で、外部専門家の助言を受けることができるものとされており、その判断の公正性・客觀性がより強く担保される仕組みとなっていること
- ⑥ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であり、毎年の選任を通じて株主の皆様のご意向を反映させることができること
- ⑦ デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

(注) 当社は、2025年5月23日開催の取締役会において、2025年6月26日開催予定の第104期定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了する本基本方針および本プランを継続しないことを決議しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2025年3月31日現在）

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	266,341	流動負債	302,490
現金及び預金	48,254	支払手形及び買掛金	25,831
受取手形、売掛金及び契約資産	65,788	短期借入金	100,375
商品及び製品	38,908	1年内償還予定の社債	15,100
仕掛品	101,173	未払法人税等	9,573
原材料及び貯蔵品	2,553	前受金	46,114
その他	9,680	契約負債	14,510
貸倒引当金	△18	賞与引当金	4,901
		その他の引当金	2,785
		その他	83,300
固定資産	856,248	固定負債	405,340
有形固定資産	717,927	社債	155,000
建物及び構築物	326,013	長期借入金	176,460
機械装置及び運搬具	28,135	繰延税金負債	3,724
土地	241,129	退職給付に係る負債	18,425
建設仮勘定	105,452	資産除去債務	15,455
その他	17,196	その他の引当金	777
無形固定資産	22,464	その他	35,497
		負債合計	707,831
投資その他の資産	115,856	(純資産の部)	
投資有価証券	85,963	株主資本	384,184
退職給付に係る資産	14,127	資本金	59,023
繰延税金資産	2,491	資本剰余金	42,324
その他	13,412	利益剰余金	317,593
貸倒引当金	△138	自己株式	△34,758
		その他の包括利益累計額	30,456
		その他有価証券評価差額金	27,168
		繰延ヘッジ損益	130
		為替換算調整勘定	16
		退職給付に係る調整累計額	3,141
		非支配株主持分	117
		純資産合計	414,757
資産合計	1,122,589	負債純資産合計	1,122,589

連結損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		452,916
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	339,770	
販売費及び一般管理費	58,998	398,768
営業利益		54,148
営業外収益		
受取利息	40	
受取配当金	1,776	
持分法による投資利益	551	
雑収入	1,360	3,728
営業外費用		
支払利息	3,915	
雑支出	707	4,623
経常利益		53,253
特別利益		
固定資産売却益	1,616	
工事負担金等受入額	1,208	
受取補償金	957	
その他	285	4,068
特別損失		
減損損失	1,023	
固定資産圧縮損	960	
固定資産除却損	883	
固定資産撤去損失引当金繰入額	629	
その他	282	3,781
税金等調整前当期純利益		53,540
法人税、住民税及び事業税		14,299
法人税等調整額		△3,735
当期純利益		42,976
非支配株主に帰属する当期純利益		118
親会社株主に帰属する当期純利益		42,857

連結株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	59,023	42,288	284,367	△19,783	365,896
当期変動額					
剰余金の配当			△9,777		△9,777
親会社株主に帰属する当期純利益			42,857		42,857
自己株式の取得				△15,004	△15,004
自己株式の処分		0		30	30
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		35			35
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金増加高			145		145
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	36	33,226	△14,974	18,287
当期末残高	59,023	42,324	317,593	△34,758	384,184

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	22,636	75	16	4,558	27,287	746	393,930
当期変動額							
剰余金の配当							△9,777
親会社株主に帰属する当期純利益							42,857
自己株式の取得							△15,004
自己株式の処分							30
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							35
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金増加高							145
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,531	54	△0	△1,416	3,168	△628	2,540
当期変動額合計	4,531	54	△0	△1,416	3,168	△628	20,827
当期末残高	27,168	130	16	3,141	30,456	117	414,757

連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

子会社50社のうち40社を連結の範囲に含めております。

連結子会社名は、事業報告の「I. 企業集団の現況に関する事項 8. 主要な事業内容」に記載しております。

当連結会計年度より、新たに設立した株式会社京王ＳＣクリエイションを連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度に連結子会社でありました京王地下駐車場株式会社は、2024年7月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している会社は非連結子会社9社で、株式会社京王友の会、高尾登山電鉄株式会社、セレクチュアー株式会社他6社であります。

非連結子会社1社及び関連会社6社(関東バス株式会社等)の合計の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、それぞれ重要な影響を及ぼしておらず、持分法を適用しておりません。

前連結会計年度に持分法適用会社でありました高尾開発合同会社は、2024年6月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により解散したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて3月31日であり、連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、当社グループに帰属する持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産

商品及び製品

商品

主として売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

販売土地及び建物

個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

なお、賃貸に供している物件については、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

仕掛品

個別法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

なお、賃貸に供している物件については、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

③ デリバティブ

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～60年
---------	-------

機械装置及び運搬具	2～20年
-----------	-------

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として3年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価設定の決めがあるものは当該残価設定額、それ以外のものは零とする定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① 鉄道事業

鉄道事業においては、主に旅客輸送を行っております。乗車券のうち定期券については、利用開始時点から終了時点の期間にわたり乗車区間の旅客輸送サービスを提供するものであることから、利用開始時点から終了時点の期間の経過に伴い履行義務が充足すると判断し収益を認識しております。また、定期券以外については、乗車区間の旅客輸送サービスを提供するものであることから、旅客が乗車区間の乗車を完了することにより履行義務が充足すると判断し、乗車区間にに対する運賃について収益を認識しております。これらの事業に係る収益は顧客との契約において約束された対価にて算定しております。

② 百貨店業およびストア業

百貨店業およびストア業においては、主に直営店舗での物販等の販売を行い、顧客に対して商品を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は顧客へ商品を引き渡すことで充足され、引渡時点で収益を認識しております。なお、顧客への財又はサービスの提供における連結子会社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から売上原価を控除した純額で収益を認識しております。

③ 不動産賃貸業

不動産賃貸業においては、主に開発保有するオフィスビルや商業施設、住宅等の不動産の賃貸を行っております。賃貸収益については、顧客との賃貸借契約に基づいた賃貸借期間にわたって収益を認識しております。

④ 不動産販売業

不動産販売業においては、主に新築分譲マンションやリノベーション物件の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて販売用不動産を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、販売用不動産を引き渡す一時点において、顧客が当該販売用不動産に対する支配を獲得することで充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

⑤ ホテル業

ホテル業においては、主に宿泊およびそれらに付帯するサービスを提供しております。これらサービスの提供は、顧客にサービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されるものとし、その時点で収益を認識しております。これらに係る取引価格は、顧客との契約において約束された対価にて算出しております。

⑥ ビル総合管理業および建築・土木業

ビル総合管理業および建築・土木業においては、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(6) 工事負担金等の会計処理

鉄道事業において、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得価額から直接減額しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性の評価

ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

主として10年間の均等償却を行っております。

(9) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ii 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として14年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として5年)を償却期間として、当社は定率法、その他の連結子会社は定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

② 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社および一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

[重要な会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

1. 販売土地及び建物等の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売土地及び建物	33,474百万円
仕掛販売土地及び建物	100,492百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

販売土地及び建物等の評価は、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しており、期末における正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には、正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、収益性低下による簿価切下げ額を売上原価として認識しております。正味売却価額は、販売見込額から見積追加工事原価及び見積販売経費を控除して算出しております。

正味売却価額の算定において特に重要な仮定は販売見込額であり、周辺の取引事例や市場の動向等を踏まえた上で決定しております。仮定には不確実性が伴い、今後の不動産市況や建築コストの動向、金利の変動の影響を受け、正味売却価額が低下する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	2,491百万円
--------	----------

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）および「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号）に従い、当社および連結子会社の将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に基づき計上しています。

将来の課税所得の見積りにあたっては、現在までに入手可能な情報にもとづき策定した事業計画を前提としており、このうち鉄道輸送収入は、輸送人員が概ね現在の水準で継続すると仮定して算定しています。

なお、将来予測は高い不確実性を伴い、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

[会計方針の変更]

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。これによる前連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

[表示方法の変更]

1. 連結損益計算書関係

前連結会計年度において「特別利益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取補償金」（前連結会計年度15百万円）については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度において独立掲記しております。また、前連結会計年度において独立掲記しておりました「特別利益」の「投資有価証券売却益」（前連結会計年度627百万円）については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度において「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。

[追加情報]

1. 当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の導入

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び執行役員（取締役を兼務する者を除きます。）（以下、総称して「取締役等」といいます。）に対し、中長期的な業績向上および株主価値の最大化に貢献する意識を高めることを目的に株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

（1）取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時です。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末532百万円、103千株であります。

2. 共通支配下の取引等

（1）会社分割による連結子会社への事業承継

当社は、2023年12月26日開催の取締役会において、当社完全子会社の「株式会社京王SCクリエイション」を設立し、簡易吸収分割の方法により、当社が営む商業施設運営事業（ショッピングセンター事業および不動産賃貸業の一部）を株式会社京王SCクリエイションに承継させることを決議し、2024年7月1日付で実施しました。

①取引の概要

ア. 対象となった事業の名称及びその事業の内容

名称	商業施設運営事業
事業の内容	・主要駅における大型ショッピングセンターの運営 ・駅至近の商業施設の展開 他

イ. 企業結合日

2024年7月1日

ウ. 企業結合の法的形式

当社を分割会社、株式会社京王SCクリエイションを承継会社とする簡易吸収分割です。

エ. 結合後企業の名称

結合後の株式会社京王SCクリエイションの名称に変更はありません。

オ. その他取引の概要に関する事項

当社および一部の連結子会社に分散している商業施設運営事業を集約し、業務効率化、専門的な人財の確保・育成、運営ノウハウの集積の実現を目指すとともに、商業施設の一体的運営を通じて、グループ全体のさらなる利益拡大および魅力あるまちづくりに取り組むため、本分割が必要であると判断するに至りました。

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(2) 連結子会社の吸収合併

当社は、2023年12月26日開催の取締役会において、当社完全子会社の京王地下駐車場株式会社について、すべての事業を吸収分割にて株式会社京王SCクリエイションに移管したのち、当社に吸収合併することを決議し、2024年7月1日付で実施しました。

①取引の概要

ア. 被結合企業の名称及び事業の内容

名称	京王地下駐車場株式会社
事業の内容	・駐車場の経営および管理業 ・不動産の賃貸および管理業 他

イ. 企業結合日

2024年7月1日

ウ. 企業結合の法的形式

当社を存続会社、京王地下駐車場株式会社を消滅会社とする簡易吸収合併です。

エ. 結合後企業の名称

結合後の当社の名称に変更はありません。

オ. その他取引の概要に関する事項

当社および一部の連結子会社に分散している商業施設運営事業を集約し、業務効率化、専門的な人財の確保・育成、運営ノウハウの集積の実現を目指すとともに、商業施設の一体的運営を通じて、グループ全体のさらなる利益拡大および魅力あるまちづくりに取り組むため、本合併が必要であると判断するに至りました。

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 財 団

担保に供している資産

有形固定資産	254,179百万円
無形固定資産	1,977百万円
計	256,156百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金	98,172百万円
短期借入金	10,762百万円
計	108,934百万円

(2) その他

担保に供している資産

商品及び製品	6,938百万円
仕掛品	28,975百万円
有形固定資産	2,627百万円
その他	171百万円
計	38,712百万円

上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。

長期借入金	16,571百万円
短期借入金	14,141百万円
計	30,712百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

827,631百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 固定資産の取得価額から直接減額した工事負担金等累計額

124,926百万円

4. 保証債務

下記の債務保証を行っております（金融機関からの借入金に対する債務保証であります。）

住宅購入者の提携住宅ローン	1,097百万円
社員住宅融資	12百万円
計	1,109百万円

5. その他

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	259百万円
売掛金	50,245百万円
契約資産	13,580百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	128,550,830	—	—	128,550,830

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	6,442,436	3,850,500	5,943	10,286,993

(注1) 普通株式の自己株式の株式数につきましては、当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の信託財産として保有する当社株式(当連結会計年度期首109,300株、当連結会計年度末103,400株)を含めて記載しております。

(注2) 変動事由の概要は次のとおりであります。

(増加数の内訳)

会社法第156条に基づく取得による増加 3,849,100株

単元未満株式の買取りによる増加 1,400株

(減少数の内訳)

株式報酬制度に伴う株式交付による減少 5,900株

単元未満株式の買増請求による減少 43株

(注3) 当社は、2025年3月28日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しましたが、当連結会計年度末において以下の自己株式について消却手続きを完了しておりません。

帳簿価額 29,740百万円（2025年3月31日）

株式の種類 普通株式

株式数 8,849,100株

なお、当該自己株式については2025年4月30日に消却手続きを完了いたしました。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,666	30.00	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月6日 取締役会	普通株式	6,110	50.00	2024年9月30日	2024年11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,918	50.00	2025年3月31日	2025年6月27日

(注) 2025年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当5百万円が含まれております。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、銀行借入や社債発行等により資金を調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

有価証券及び投資有価証券は主に株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。また、非上場株式、投資事業有限責任組合出資金、匿名組合出

資金については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

借入金、社債は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。また、借入金の大部分が固定金利であります。なお、借入金、社債については流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、後述の「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券（注2）	73,624	73,624	—
資産計	73,624	73,624	—
(2) 社債（注3）	170,100	157,489	△12,610
(3) 長期借入金（注3）	203,997	194,561	△9,436
負債計	374,097	352,050	△22,046
デリバティブ取引（注4）	187	187	—

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金(1年内返済予定の長期借入金を除く)」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
非上場株式	1,461
関係会社株式等（非上場）	8,762
投資事業有限責任組合出資金※	1,197
匿名組合出資金※	961

※ 「投資事業有限責任組合出資金」及び「匿名組合出資金」については、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資に該当するため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 「社債」には「1年内償還予定の社債」を、「長期借入金」には「1年内返済予定の長期借入金」をそれぞれ含めております。

(注4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	73,501	—	—	73,501
国債	91	—	—	91
その他	—	—	31	31
資産計	73,592	—	31	73,624
デリバティブ取引※				
通貨関連	—	187	—	187

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	157,489	—	157,489
長期借入金	—	194,561	—	194,561
負債計	—	352,050	—	352,050

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

その他有価証券

上場株式及び国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社および一部の連結子会社が発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。社債の公正価値は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報 重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超(百万円)	時価(百万円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引 賃建 ユーロ	設備資金予定取引	2,361	—	187

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設等(土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
182,280	299,491

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額もしくは「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。また、当連結会計年度に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

(注3) 建設中の物件については、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	運輸業	流通業	不動産業	レジヤー・サービス業	その他業	
鉄道事業	85,524	—	—	—	—	85,524
バス事業	31,806	—	—	—	—	31,806
タクシー業	10,151	—	—	—	—	10,151
百貨店業	—	34,892	—	—	—	34,892
ストア業	—	55,606	—	—	—	55,606
不動産賃貸業	—	—	8,229	—	—	8,229
不動産販売業	—	—	36,620	—	—	36,620
ホテル業	—	—	—	53,153	—	53,153
旅行業	—	—	—	11,498	—	11,498
広告代理業	—	—	—	5,988	—	5,988
ビル総合管理業	—	—	—	—	13,732	13,732
車両整備業	—	—	—	—	6,823	6,823
建築・土木業	—	—	—	—	26,394	26,394
その他	1,251	13,866	4,534	6,288	3,659	29,601
顧客との契約から 生じる収益	128,734	104,365	49,384	76,928	50,610	410,024
その他の収益	1,938	1,301	38,777	575	299	42,891
外部顧客への営業収益	130,672	105,667	88,162	77,504	50,910	452,916

(注) 当連結会計年度より、収益を分解する程度について、より実態に即した区分に変更しております。また、前連結会計年度において独立掲記していた「流通業」の「ショッピングセンター事業」を、「流通業」の「百貨店業」および「不動産業」の「不動産賃貸業」に区分変更しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、顧客との請負工事契約について、期末日時点で完了しているが、未請求の工事に対する連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事に関する対価は、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

契約負債は、主に利用開始時点から終了時点の期間にわたり収益を認識する鉄道事業における定期券に関する前受金及び高齢者住宅事業における入居前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	49,479
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	50,504
契約資産(期首残高)	8,611
契約資産(期末残高)	13,580
契約負債(期首残高)	13,787
契約負債(期末残高)	14,510

(注) 当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、8,820百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について対象に含めておりません。当該履行義務は、主に鉄道事業における定期券に関する前受金及び高齢者住宅事業における入居前受金であり、残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は以下の通りです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	9,593
1年超2年以内	1,090
2年超3年以内	648
3年超	2,477
合計	13,810

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 3,506円06銭

2. 1株当たり当期純利益 353円74銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度103千株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度105千株であります。

[重要な後発事象]

1. 自己株式の消却

当社は、2025年3月28日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、2025年4月30日に実施しました。

(1)自己株式の消却を行った理由

株主還元の充実を図るとともに、資本効率の向上を図るため。

(2)自己株式の消却の内容

① 消却した株式の種類	当社普通株式
② 消却した株式の総数	8,849,100株（消却前の発行済株式総数に対する割合 6.88%）
③ 消却日	2025年4月30日
④ 消却後の発行済株式総数	119,701,730株

[その他の注記]

1. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が324百万円増加し、法人税等調整額が73百万円、その他有価証券評価差額金が357百万円それぞれ減少しております。

なお、持分法による投資利益及び投資有価証券の増加額並びに退職給付に係る調整累計額の減少額はそれぞれ軽微であります。

2. 記載金額は百万円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2025年3月31日現在）

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	112,752	流動負債	277,771
現金及び預金	35,728	短期借入金	153,052
未収運賃	7,849	1年内償還予定の社債	15,000
未収金	13,613	未払金	39,733
関係会社短期貸付金	17,265	未払費用	1,803
販売土地及び建物	9,393	未払消費税等	623
仕掛品	31,905	未払法人税等	4,909
貯蔵品	1,231	預り連絡運賃	1,373
前払費用	1,108	預り金	6,681
その他の流動資産	5,609	前受運賃	5,577
貸倒引当金	△10,951	前受金	44,580
		前受収益	800
		賞与引当金	1,160
		固定資産撤去損失引当金	1,481
		資産除去債務	185
		その他の流動負債	807
固定資産	794,400	固定負債	361,267
鉄道事業固定資産	290,507	社債	155,000
付帯事業固定資産	272,924	長期借入金	158,992
各事業関連固定資産	3,911	退職給付引当金	8,362
建設仮勘定	102,952	債務保証損失引当金	284
投資その他の資産	124,105	固定資産撤去損失引当金	295
関係会社株式	30,537	繰延税金負債	7,265
投資有価証券	74,991	資産除去債務	15,314
長期貸付金	17	その他の固定負債	15,753
長期前払費用	3,327		
前払年金費用	10,372	負債合計	639,039
その他の投資等	4,970		
貸倒引当金	△111	(純資産の部)	
		株主資本	241,725
		資本金	59,023
		資本剰余金	42,286
		資本準備金	32,019
		その他資本剰余金	10,267
		利益剰余金	175,173
		利益準備金	7,876
		その他利益剰余金	167,296
		固定資産圧縮積立金	12,959
		別途積立金	75,000
		繰越利益剰余金	79,336
		自己株式	△34,758
		評価・換算差額等	26,388
		その他有価証券評価差額金	26,257
		繰延ヘッジ損益	130
		純資産合計	268,113
資産合計	907,153	負債純資産合計	907,153

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
鉄道事業		
営業収益	86,159	
営業費	74,005	
営業利益		12,153
付帯事業		
営業収益	49,338	
営業費	34,458	
営業利益		14,880
全事業営業利益		27,034
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,352	
雑収入	655	7,008
営業外費用		
支払利息	3,835	
雑支出	241	4,076
経常利益		29,966
特別利益		
関係会社債務保証損失引当金戻入益	6,906	
抱合せ株式消滅差益	5,549	
受取補償金	905	
固定資産売却益	801	
工事負担金等受入額	693	
投資有価証券売却益	270	
その他	0	15,128
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	2,628	
固定資産除却損	1,203	
固定資産圧縮損	693	
固定資産撤去損失引当金繰入額	683	
減損損失	464	
支払補償金	169	
固定資産売却損	26	
その他	20	5,890
税引前当期純利益		39,204
法人税、住民税及び事業税		7,539
法人税等調整額		△608
当期純利益		32,273

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

資本金	株主資本						
	資本剰余金			利益剰余金			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
当期首残高	59,023	32,019	10,266	42,286	7,876	13,122	75,000
当期変動額							
剰余金の配当							
固定資産圧縮積立金の取崩						△162	
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	0	0	-	△162	-
当期末残高	59,023	32,019	10,267	42,286	7,876	12,959	75,000

	株主資本				評価・換算差額等			純資産合計	
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計							
当期首残高	56,678	152,677	△19,783	234,204	21,863	75	21,938	256,143	
当期変動額									
剰余金の配当	△9,777	△9,777		△9,777				△9,777	
固定資産圧縮積立金の取崩	162	-		-				-	
当期純利益	32,273	32,273		32,273				32,273	
自己株式の取得			△15,004	△15,004				△15,004	
自己株式の処分			30	30				30	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					4,394	54	4,449	4,449	
当期変動額合計	22,658	22,495	△14,974	7,521	4,394	54	4,449	11,970	
当期末残高	79,336	175,173	△34,758	241,725	26,257	130	26,388	268,113	

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売土地及び建物

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

なお、賃貸に供している物件については、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

貯蔵品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、主として定額法を採用しております。（構築物のうち、鉄道事業固定資産の線路設備及び電路設備における取替資産については取替法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

構築物 4～60年

機械装置 5～17年

車両 4～20年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価設定の取決めがあるものは当該残価設定額、それ以外のものは零とする定額法によっております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) 固定資産撤去損失引当金

取り壊しが決定した固定資産につき、将来発生する撤去損失見込み額を計上しております。

7. 工事負担金等の会計処理

鉄道事業において、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得価額から直接減額しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得価額から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

8. 収益及び費用の計上基準

当社では、主に鉄道事業および不動産賃貸業、不動産販売業並びにその他各種サービスを提供しております。

鉄道事業においては、主に旅客輸送を行っております。乗車券のうち定期券については、利用開始時点から終了時点の期間にわたり乗車区間の旅客輸送サービスを提供するものであることから、利用開始時点から終了時点の期間の経過に伴い履行義務が充足すると判断し収益を認識しております。また、定期券以外については、乗車区間の旅客輸送サービスを提供するものであることから、旅客が乗車区間の乗車を完了することにより履行義務が充足すると判断し、乗車区間にに対する運賃について収益を認識しております。これらの事業に係る収益は顧客との契約において約束された対価にて算定しております。

不動産賃貸業においては、主に開発保有するオフィスビルや商業施設、住宅等の不動産の賃貸を行っております。賃貸収益については、顧客との賃貸借契約に基づいた賃貸借期間にわたって収益を認識しております。

不動産販売業においては、主に新築分譲マンションの販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて販売用不動産を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、販売用不動産を引き渡す一時点において、顧客が当該販売用不動産に対する支配を獲得することで充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

9. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法については、連結注記表に記載すべき事項と同一であります。

10. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

〔重要な会計上の見積りに関する注記〕

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

1. 販売土地及び建物等の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売土地及び建物	9,393百万円
仕掛販売土地及び建物	31,905百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

販売土地及び建物等の評価は、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しており、期末における正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には、正味売却価額をもって貸借対照表価額とし、収益性低下による簿価切下げ額を売上原価として認識しております。正味売却価額は、販売見込額から見積追加工事原価及び見積販売経費を控除して算出しております。

正味売却価額の算定において特に重要な仮定は販売見込額であり、周辺の取引事例や市場の動向等を踏まえた上で決定しております。仮定には不確実性が伴い、今後の不動産市況や建築コストの動向、金利の変動の影響を受け、正味売却価額が低下する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	18,675百万円
--------	-----------

なお、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺し、貸借対照表には繰延税金負債7,265百万円として計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従い、当社の将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に基づき計上しています。

将来の課税所得の見積りにあたっては、現在までに入手可能な情報にもとづき策定した事業計画を前提としており、このうち鉄道輸送収入は、輸送人員が概ね現在の水準で継続すると仮定して算定しています。

なお、将来予測は高い不確実性を伴い、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

[会計方針の変更]

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

[表示方法の変更]

前事業年度において「特別利益」の「その他」に含めて表示しておりました「受取補償金」（前事業年度8百万円）については、金額的重要性が増したため、当事業年度において独立掲記しております。また、前事業年度において「特別損失」の「退店補償金」（前事業年度348百万円）及び「その他」（前事業年度16百万円）に含めて表示しておりました補償金関連費用については、損益計算書の一覧性及び明瞭性を高める観点から、当事業年度より一括して「支払補償金」として表示しております。

[追加情報]

1. 当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の導入

当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の導入については、連結注記表に記載すべき事項と同一であります。

2. 共通支配下の取引等

共通支配下の取引等については、連結注記表に記載すべき事項と同一であります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保付債務

財 団

鉄道事業固定資産（鉄道財団）	256,156百万円
上記資産を担保としている負債は次のとおりであります。	
長期借入金	98,172百万円
短期借入金	10,762百万円
計	108,934百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 737,842百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 事業用固定資産

有形固定資産	548,241百万円
土地	208,117百万円
建物	177,822百万円
構築物	126,894百万円
車両	17,151百万円
その他	18,255百万円
無形固定資産	19,101百万円

4. 固定資産の取得価額から直接減額した工事負担金等累計額 122,058百万円

5. 保証債務

当社は下記の債務保証を行っております。

被保証者	金額	被保証債務の内容
京王ウェルシティステージ株式会社	3,155百万円	入居者への返還債務に対する保証
社員住宅融資	12百万円	金融機関からの借入金
計	3,167百万円	

6. 関係会社に対する金銭債権

短期債権	22,019百万円	長期債権	746百万円
------	-----------	------	--------

7. 関係会社に対する金銭債務

短期債務	94,852百万円	長期債務	8,679百万円
------	-----------	------	----------

[損益計算書に関する注記]

1. 営業収益	135,498百万円
2. 営業費	108,463百万円
運送営業費及び売上原価	59,868百万円
販売費及び一般管理費	10,357百万円
諸税	10,881百万円
減価償却費	27,356百万円
3. 関係会社との取引高	
営業収益	33,744百万円
営業費	17,114百万円
営業取引以外の取引高	22,438百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,442,436	3,850,500	5,943	10,286,993

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数につきましては、当社取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の信託財産として保有する当社株式（当事業年度期首109,300株、当事業年度末103,400株）を含めて記載しております。

2. 変動事由の概要は次のとおりであります。

(増加数の内訳)

会社法第156条に基づく取得による増加 3,849,100株

単元未満株式の買取りによる増加 1,400株

(減少数の内訳)

株式報酬制度に伴う株式交付による減少 5,900株

単元未満株式の買増請求による減少 43株

3. 当社は、2025年3月28日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しましたが、当事業年度末において以下の自己株式について消却手続きを完了しておりません。

帳簿価額 29,740百万円（2025年3月31日）

株式の種類 普通株式

株式数 8,849,100株

なお、当該自己株式については2025年4月30日に消却手続きを完了いたしました。

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	6,582百万円
資産除去債務	5,091百万円
貸倒引当金	3,449百万円
その他	11,566百万円
繰延税金資産小計	26,689百万円
評価性引当金	△8,013百万円
繰延税金資産合計	18,675百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△12,074百万円
固定資産圧縮積立金	△5,915百万円
前払年金費用	△3,267百万円
その他	△4,683百万円
繰延税金負債合計	△25,941百万円
繰延税金負債の純額	△7,265百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社京王アカウンティング	(所有) 直接100%	資金の調達 役員の兼任	資金の返済(純額) 支払利息	7,116 561	短期借入金	84,321

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払利息については、一般的な取引条件と同様に市場金利を勘案して決定しております。

[収益認識に関する注記]

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表に注記すべき事項と同一であります。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 2,267円08銭

2. 1株当たり当期純利益 266円38銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度103千株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は当事業年度105千株であります。

[重要な後発事象]

1. 自己株式の消却

当社は、2025年3月28日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、2025年4月30日に実施しました。

(1)自己株式の消却を行った理由

株主還元の充実を図るとともに、資本効率の向上を図るため。

(2) 自己株式の消却の内容

① 消却した株式の種類	当社普通株式
② 消却した株式の総数	8,849,100株（消却前の発行済株式総数に対する割合 6.88%）
③ 消却日	2025年4月30日
④ 消却後の発行済株式総数	119,701,730株

[その他の注記]

1. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が235百万円増加し、法人税等調整額が109百万円、その他有価証券評価差額金が344百万円それぞれ減少しております。

2. 記載金額は百万円単位とし、単位未満の端数を切捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

京王電鉄株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中田宏高

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 寺澤直子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京王電鉄株式会社の2024年4月1日から2025年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京王電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

京王電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 中田宏高

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 寺澤直子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京王電鉄株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第104期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、関東運輸局からの指示を受け鉄道車両の輪軸組立作業について点検した結果、子会社による作業記録の書き換えなどの不適切事案が判明し、当社は国土交通省から改善指示を受けました。監査等委員会は、当社及び子会社の取締役がその改善に取り組んでいることを確認しておりますが、規程の整備、教育体制の改善、作業記録の書き換えの防止、安全管理体制の改善など、再発防止に向けた取組みの実施状況を引き続き注視してまいります。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

京王電鉄株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 小野正浩 印

監査等委員(常勤) 竹川浩史 印

監査等委員 金子正志 印

監査等委員 山内暁 印

(注) 監査等委員竹川浩史、金子正志及び山内暁は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上